

議案第72号

令和8年度大子町浄化槽整備事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和8年度大子町浄化槽整備事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（企業債）

第2条 令和8年度大子町浄化槽整備事業会計予算第5条を次のように改める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
特定地域生活排水 処理施設事業	11,400千円	普通貸借又は 証券発行	年5.0%以内 （ただし、利率見直し方式で 借り入れる政府資金及び地方 公共団体金融機構資金につい て、利率の見直しを行った後 においては、当該見直し後の 利率）	政府資金及び地方公共団体金融機構については、その融 資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協 定するものによる。ただし、企業財政の都合により据置 期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利 に借り換えすることができる。
過疎対策事業	11,400千円			
計	22,800千円			

令和8年9月2日 提出

茨城県大子町長 高梨哲彦

令和8年9月11日 原案可決